

つくば市・荃崎町
合併まちづくり計画

－新市建設計画－

平成 24 年 12 月

つくば市

目 次

I	序論	1
1.	合併の必要性と効果	1
(1)	経緯	1
(2)	合併の必要性	2
(3)	合併の効果	3
2.	計画策定の方針	4
(1)	計画の趣旨	4
(2)	計画の構成	4
(3)	計画の期間	4
(4)	計画の区域	4
II	新市の概況	5
1.	位置と地勢	5
2.	人口と世帯	6
III	新市建設の基本方針	8
1.	まちづくりの目標	8
2.	“新生つくば”の将来像	9
3.	茎崎地域の役割	11
4.	“新生つくば”の土地利用構想	12
IV	基本方針を具現化するための建設計画	16
1.	地球環境と共生するまち	18
2.	都市と田園が調和するまち	23
3.	安全な暮らしを守るまち	28
4.	楽しみながら子どもを育てるまち	31
5.	健康で生きがいのあるまち	34
6.	互いに尊重しあい、助け合うまち	37
7.	科学と創造のまち	40
8.	働く人が元気なまち	42
9.	市民参加と愛着を持てるまち	45
10.	推進計画	47
V	公共施設の統合整備	49
VI	財政計画	50

I 序 論

I 序 論

1 合併の必要性と効果

(1) 経緯

つくば市及び荃崎町は、筑波山麓から南側に広がる比較的平坦な筑波・稲敷台地に位置し、気候にも恵まれ、自然災害も少ないことから、古くから農業生産の中心地でありました。

昭和 36 年には、首都東京への人口の過度集中を緩和する方策として、官庁・研究機関移転の構想が打ち出され、昭和 38 年には、筑波南麓の地に「筑波研究学園都市」を建設することが正式に閣議了解されました。

昭和 45 年に施行された筑波研究学園都市建設法においては、現在のつくば市（旧筑波郡筑波町・大穂町・豊里町・谷田部町、新治郡桜村）及び稲敷郡荃崎町が、「筑波研究学園都市の区域」に定められ、その後、国家プロジェクトとして一体的な整備が行われ、発展してきました。

また、昭和 47 年には、筑波研究学園都市を構成する旧 6 か町村により、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団を設立し、消防・ごみ処理・し尿処理・上水道・公共下水道・火葬場などの事業を共同で実施しています。

昭和 62 年 6 月には、茨城県知事から筑波研究学園都市区域内の旧 6 か町村（筑波町・大穂町・豊里町・谷田部町・桜村・荃崎町）の合併提案があり、同年 11 月に、旧 4 か町村（大穂町・豊里町・谷田部町・桜村）の合併により、つくば市が誕生し、翌年 1 月に筑波町が編入合併し現在に至っています。

荃崎町は、この時期に合併に加わらなかったものの、昭和 63 年 2 月に、合併を協議していく場である法定の「つくば市及び荃崎町合併協議会」を設置したが、具体的な協議には至らず約 10 余年が経過しました。

その間、市町村を取り巻く環境は、大きく変化しており、交通・情報通信手段等の発達によって、日常社会生活の範囲は、飛躍的に広域化しています。また、ライフスタイルや価値観も多様化し、行政に対する要望も多種多様化・高度化しています。さらに、出生率の低下、高齢化は進展を続けており、21 世紀半ばには 3 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されています。

一方、国では、地方分権により住民に身近なサービスの提供など行政の権限をできる限り地方自治体、特に住民に身近な市町村に移すことが進められています。

よって、今後、このような地方自治体を取りまく環境の変化に対応していくため、地方自治体の果たすべき役割が益々重要になってきています。

そのため、つくば市、荃崎町、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団などの行政を一体化し、分散した庁舎を統合しながら、効果的な行政運営や財政力を高め、市民参加の総合的な行政機能を高めていくことが必要となりました。

このような状況を踏まえ、平成 11 年 11 月から「つくば市及び荃崎町合併協議会」を開催し、本格的な合併協議が開始されました。

(2) 合併の必要性

① 筑波研究学園都市の真の熟成

筑波研究学園都市は、国家プロジェクトとして都市建設がはじまり、今日では世界でも先端的な科学技術都市として、「つくば」の名は世界に通用する有名ブランドに成長しています。一方、本都市が成熟段階を迎えるにあたり、住民の定住化が進み、帰属意識が高まり、新たな文化の醸成もうかがわれます。このような状況の中で、住民ニーズへの対応や居住環境の向上を目指す役割を担う、本都市を構成する2つの行政体であるつくば市と荃崎町が合併し、一体となって住民のためのまちづくりを推進し、都市として真の意味での熟成に向けて発展していくことが求められております。

② 生活圏の広域化を踏まえたまちづくりの実現

現在のつくば市と荃崎町は、筑波研究学園都市の建設に伴って、常磐自動車道等の広域交通軸の整備や幹線道路網などが整備され、これにともなって生活圏の広域化が進んでいます。今後、つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道、国道6号バイパス等の整備により、周辺地域と一層の連携を図り、地域の交通の要衝としての発展が期待されます。また、両市町は、通勤・通学や商圈など日常的な生活圏も連携が強くなっています。

今後、都市計画や土地利用計画などをはじめ、まちづくりを考えるにあたっては、広域化する生活圏に対応して、近隣住民同士のつながりや個性に配慮しながら地域ごとの機能分担や地域間の連携を図るといった広域的な視点が求められています。

このため、つくば市と荃崎町が合併することにより、一体的・計画的な行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めることが必要となります。

③ 地方分権の推進を踏まえた行財政運営

国では、地方分権により住民に身近なサービスの提供など行政の権限をできる限り地方自治体、特に住民に身近な市町村に移すことが進められています。

この地方分権のメリットを最大限にいかすためには、主体的に政策を立案し、それを議会・住民にわかりやすく示して合意形成を図り、簡素で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。合併はそのための有効な手段であります。

④ 多様な住民ニーズに応えるための人的・財政的な基盤の強化

少子高齢化の進展やライフスタイル・価値観が多様化し、行政に対するニーズも複雑・多岐にわたり、多様化・高度化してきています。

このような状況の中で、住民への行政サービスの維持・向上を図るため、効率的な行政運営や行財政基盤を強化して主体的・自立的な運営が求められており、合併は、そのための有効な手段であります。

(3) 合併の効果

① 行財政運営の効率化と基盤の強化

両市町の財政を合わせることにより、財政規模が拡大し、財政力が強化されることから弾力的な財政運営が可能となり、合併前の単独市町ではできなかった大規模事業や重点事業が実施しやすくなる。また、組織の合理化等によって経費の節減化が期待されます。

両市町の合併とあわせて筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団を解散し、住民とつながりをもつ新市が消防・ごみ処理・し尿処理・上水道・公共下水道・火葬場等の事業を引き継ぎ、住民に身近なサービスを提供することが可能となります。

② 行政サービスの充実

両市町の合併により、管理部門（総務、企画、議会事務局等）職員の効率化を図るとともに、職員を直接的な住民サービス部門、例えば、今後、益々必要とされる福祉部門等へ振り向けたり、専門職化することにより、高度なサービスの提供、多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。

③ 広域的なまちづくり

両市町の合併により、市町の境界があることによる不便が解消でき、広域的視点に立った合理的な土地利用、生活環境整備等の一体的・効率的整備や各施設の利用も可能になり、利便性の高い都市づくりを進めることができます。

④ 都市としてのイメージアップ

両市町の合併により、大規模な都市になることによって都市機能が充実され、行政能力の向上が地域全体のイメージアップにつながり、都市間競争でも強い力を持つことができます。都市機能が充実した都市、イメージの高い都市には、企業の進出、若者の定着が期待され、これによる税収の増加も望め、より充実した都市の発展につながることを期待できます。

■つくば市と茎崎町の沿革

つくば市		茎崎町	
年 月	事 項	年 月	事 項
昭和 62 年 11 月	大穂町，豊里町，谷田部町，桜村の 4 町村が合併し，市制を施行	明治 22 年 4 月	小茎，高崎，上岩崎，下岩崎など当時の 11 村が合併し，村制を施行
昭和 63 年 1 月	筑波町を編入合併	昭和 58 年 1 月	町制施行

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、つくば市・荃崎町の合併による新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることによりつくば市・荃崎町の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における建設の基本方針は、将来を展望した長期的な視野に立ったものとし、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画は合併年度、これに続く15年度間の期間について定めるものとします。

(4) 計画の区域

両市町の合併は、つくば市へ荃崎町が編入される編入合併であることから、荃崎町区域の合併後の役割や位置付け等について定義し、配慮していかなければならないが、計画の趣旨からみればつくば市・荃崎町の全区域を本計画の区域として定めるものとします。

Ⅱ 新市の概況

Ⅱ 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、茨城県南西部に位置し、県庁所在地水戸市から南西約 50 k m、首都東京から北東約 50 k m、新東京国際空港(千葉県成田市)から北西約 40 k mの距離に位置しています。

新市に隣接する市町村は、東に土浦市、南に牛久市、龍ヶ崎市、伊奈町、谷和原村、西に水海道市、石下町、千代川村、下妻市、北に明野町、真壁町、八郷町、新治村と面しています。

新市の総面積は、284.07 k m² (つくば市：259.59 k m²、莖崎町：24.48 k m²) で、東西約 15 k m、南北約 34 k mの区域となっています。

新市をとりまく自然環境は、北に水郷筑波国定公園の筑波山、東に湖では我が国第2の大きさを誇る霞ヶ浦、南には牛久沼など自然環境に恵まれた地域となっています。また、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20~30mの関東ローム層におおわれた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しています。

気候は、太平洋岸地域型の概ね温暖な気候で、冬季の降水量は少なく、生活及び農作物の成育に適している。年間平均気温は 14℃前後と比較的温暖的な気候を有しています。



2 人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による総人口は 214,590 人で、昭和 55 年の人口 127,402 人と比べ 30 年間で約 1.7 倍の伸びを示しています。平成 12 年から 22 年までの 10 年間は 48,612 人が増加しています。今後も増加していくことが予想され、平成 29 年の人口は平成 22 年より約 12,600 人多い 227,238 人と予測されます。

平成 22 年の世帯数は 87,477 世帯で、昭和 55 年の世帯数 35,921 世帯と比べ 30 年間で約 2.4 倍の伸びを示しています。今後の世帯数は、人口と同様に増加傾向が続き、平成 29 年の世帯数は 100,319 世帯と予測されます。1 世帯当たりの人員は、昭和 55 年の 3.55 人/世帯に対して平成 22 年は 2.45 人/世帯と、年々核家族化が進行している状況がうかがえます。今後もこの核家族化の傾向は継続し、平成 29 年には、2.27 人/世帯まで減少すると予測されます。

平成 22 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口が 15.0%、生産年齢人口が 67.8%、老年人口が 15.8%となっています。各区分別人口の推移は、年少人口、生産年齢人口及び老年人口が増加傾向にありますが、構成率を見ると年少人口及び生産年齢人口が減少、老年人口が増加し、平成 29 年には、年少人口が 14.9%、生産年齢人口が 65.5%、老年人口が 19.2%と予測されます。

平成 22 年の就業者人口は、第 1 次産業就業者が 3.1%、第 2 次産業就業者が 17.3%、第 3 次産業就業者が 69.3%となっています。各産業の就業者は、第 1 次産業就業者が年々減少傾向にあり、逆に第 2 次・第 3 次産業就業者が増加傾向を示していましたが、第 2 次産業は、平成 7 年から減少傾向を示しています。今後の産業別就業者人口は、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少、第 3 次産業が増加傾向を示し、平成 29 年には、第 1 次産業が 2.3%、第 2 次産業が 15.0%、第 3 次産業が 72.5%と予測されます。

■人口と世帯の推移 (人, 世帯, 人/世帯)

区分	実績値							推計値	
	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年
総人口	127,402	150,074	168,466	182,327	191,814	200,528	214,590	223,413	227,238
世帯数	35,921	44,817	54,522	63,332	70,862	79,388	87,477	96,390	100,319
1 世帯当たりの人員	3.55	3.35	3.09	2.88	2.71	2.53	2.45	2.32	2.27

資料：実績値は、国勢調査（各年 10 月 1 日現在）による

■年齢3区分別人口の推移

(上段：人，下段：%)

区分	実績値							推計値	
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
総人口	127,402	150,074	168,327	182,327	191,814	200,528	214,590	223,413	227,238
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口									
0-14歳	29,838	34,632	33,750	31,815	30,500	30,151	32,225	33,376	33,909
構成比	23.4	23.1	20.0	17.5	15.9	15.0	15.0	14.9	14.9
生産年齢人口									
15-64歳	86,115	102,064	117,853	130,076	136,860	141,975	145,431	148,500	148,951
構成比	67.6	68.0	70.0	71.3	71.4	70.8	67.8	66.5	65.5
老年人口									
65歳以上	11,409	13,378	16,395	20,371	24,454	28,419	33,933	39,926	43,604
構成比	9.0	8.9	9.7	11.2	12.7	14.2	15.8	17.9	19.2

資料：実績値は、国勢調査（各年10月1日現在）による

■産業別就業者人口の推移

(上段：人，下段：%)

区分	実績値							推計値	
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
就業人口	60,648	70,194	81,513	90,328	92,615	94,455	99,865	100,436	101,000
第1次産業	15,862	12,129	9,294	7,227	5,388	4,290	3,133	2,391	2,323
構成比	26.2	17.3	11.4	8.0	5.8	4.5	3.1	2.4	2.3
第2次産業	13,149	16,275	20,218	20,995	20,169	17,809	17,268	15,995	15,150
構成比	21.7	23.2	24.8	23.2	21.8	18.9	17.3	15.9	15.0
第3次産業	31,571	41,679	51,798	61,506	64,971	68,602	69,190	71,420	73,225
構成比	52.1	59.4	63.5	68.1	70.2	72.6	69.3	71.1	72.5

資料：実績値は、国勢調査（各年10月1日現在，就業人口は分類不能業種を含む）による

第1次産業：農・林・水産業

第2次産業：製造・建築・鉱工業等

第3次産業：商業・運輸・通信・金融・公務・サービス等

Ⅲ 新市建設の基本方針

Ⅲ 新市建設の基本方針

1 まちづくりの目標

新しい世紀を迎えた今日、少子高齢化・高度情報化・国際化・価値観の多様化など社会情勢の大きな変化に対応するため、これまでの日本を支えていた経済社会の構造が、各分野で見直され変革されつつあります。

行政においても同様に、行政へのニーズが多様化・高度化するに伴い、行政をより身近なところで行おうという動きが強まってきており、最も身近な自治体である市町村の果たすべき役割がこれまで以上に重要なものとなってきています。

すなわち、今後の市町村においては、次のような自治体が今まで以上に強く求められています。

- 高度で多様な行政ニーズに応えられる自治体
 - ・少子高齢化・高度情報化・国際化の進展など、社会情勢の変化に対応した高度かつ多様な役割が、市町村に求められています。
- 自律性が高い自治体
 - ・実行段階に入った地方分権の成果をあげるためにも、市町村の自律が求められています。
- 行財政基盤の強化と効率的な行政運営を推進する自治体
 - ・厳しい財政状況のもとで効率的・効果的な行政を展開するために、行財政基盤の強化とともに、行政の効率化を推進することが求められています。

こうした状況の中で、つくば市と荃崎町は、これまで「筑波研究学園都市を構成する市町」として、連携しながら都市建設に当たると同時に、消防・ごみ処理・し尿処理・上水道・公共下水道・火葬場などを共同して行ってきました。

今後は、つくば市・荃崎町・筑南地方広域行政事務組合・筑南水道企業団などの行政を一体化し、行政基盤を強化することによって、多様な住民ニーズに応えられる自律性の高い自治体を目指すとともに、我が国の科学技術を牽引している「筑波研究学園都市」をいま以上に発展・成熟させ、世界を先導する「科学技術中枢拠点都市：つくば」を実現させることが期待されています。

以上より、つくば市と荃崎町が合併して生まれる「新市」においては、「筑波研究学園都市を構成する地域」が一体となって、互いにかよい合う心を尊重し、ともに手を取りあってつくる

世界に向かって発信するまち： “新生つくば”

をまちづくりの目標とします。

2 “新生つくば”の将来像

“新生つくば”では、前述した「世界に向かって発信するまち」の実現を目指すとともに、多くの人々や自然環境との共存を図りながら、真の豊かさが享受できる「ゆとりある暮らしを大切にしまちづくり」を進めます。

“新生つくば”には、筑波研究学園都市に代表される「都市地域」と、歴史と伝統に育まれた周辺地区の「田園地域」があるが、これらの地域が二極化することなく、それぞれが保有している特長をいかし合い、相互に補完し共存することによって「ゆとりある暮らし」を実現し、『すべての市民が誇りをもてるまちづくり』を推進します。

“新生つくば”においては、こうした「ゆとりあるまちづくり」を推進することによって、次の3つの将来像の実現を目指します。

「環境都市つくば」、「福祉都市つくば」、「自律都市つくば」

(1) 環境都市つくば

“新生つくば”においては、「環境との共生」、「都市と田園との調和」、「安全」を基本に、「安らぎを感じながら安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

① 地球環境と共生するまち

「先進的環境共生のまち」を目指して、「環境に与える負荷の少ない循環型のまちづくり」、「快適な生活を送ることができるまちづくり」、「愛着の持てる郷土のまちづくり」を進めます。

② 都市と田園が調和するまち

「都市空間と田園が調和し、これらが交通網によって一体的な生活空間となるまち」を目指し、自家用車と公共交通が連携してバランスのとれた、だれもが住み良く、美しい景観のあるまちづくりを進めます。

③ 安全な暮らしを守るまち

「市民生活の安全が保証され、安心して暮らせるまち」を目指して、「防犯・防災・交通安全・公害防止」が徹底したまちづくりを進めます。

(2) 福祉都市つくば

“新生つくば”では、少子化社会・高齢化社会の到来等を踏まえ、「子育て」、

「健康」、「助け合い」に誇りをもてるまちづくりを進めます。

① 楽しみながら子どもを育てるまち

「子育てをするなら“新生つくば”で、と言えるまち」を目指して、「子どもたちがのびのびと育つまちづくり」、「地域全体で子どもたちの成長を見守るまちづくり」、「子どもたちの成長とともに大人も人生を楽しめるまちづくり」を進めます。

② 健康で生きがいのあるまち

「充実した生活を送るなら“新生つくば”で、と言えるまち」を目指し、「すべての市民が健康に気を配り、生きがいを持って生き生きと暮らすまちづくり」を進めます。

③ 互いに尊重しあい、助け合うまち

「人のぬくもりを感じる“新生つくば”といえるまち」を目指し、「コミュニティ・福祉施策等の連携を図りながら、すべての人々が分け隔てのない生活を送れるまちづくり」を進めます。

(3) 自律都市つくば

“新生つくば”では、地方分権と市民参加型の新しい地域づくりの時代を踏まえ、自己責任のもとに人の心にゆとりを伝える産業技術・まちづくり体制の確立を目指して、「科学」、「産業」、「市民活動」に誇りをもてるまちづくりを進めます。

① 科学と創造のまち

「筑波研究学園都市にふさわしい科学と創造のまち」を目指して、「研究機関の集積を地場産業にいかしたまちづくり」、「市民生活を豊かにする科学技術を世界に発信するまちづくり」を進めます。

② 働く人が元気なまち

「産業のまち：“新生つくば”の確立」を目指して、「おいしく、新鮮で安全な食を生産・供給する農業」、「市民生活の利便を高める商業」、「国内外の交流をはぐくむ観光のまちづくり」を進めます。

③ 市民参加と愛着を持てるまち

地方分権時代の地方自治・市民生活の確立に向けて、まちづくりへの市民や民間企業の自主的な関与と地域の強い連携をはぐくみ、地域に愛着と誇りをもって、歴史や伝統を大切に「持続性のあるまちづくり」を進めます。

3 荃崎地域の役割

荃崎地域は“新生つくば”の南部に位置し、「水と緑の自然豊かな地域」であります。

- ・水……谷田川・西谷田川・稲荷川・小野川・牛久沼等
- ・緑……高崎自然の森・こもれび六斗の森・ハスの自然群生地・現存平地林等

また、荃崎地域には、研究学園地区の一部である畜産草地研究所・森林総合研究所、民間開発による住宅団地、一般県道谷田部牛久線沿いの市街地等、「都市地域」があり、周辺の「田園地域」と調和した地域を形成しています。

さらに、荃崎地域には、首都圏中央連絡自動車道の（仮称）つくば南 I.C へ直結する都市計画道路牛久・土浦線（国道 6 号バイパス）等の広域幹線道路が計画されています。こうした広域幹線道路の整備とあわせ、平成 17 年度に開業が予定されているつくばエクスプレスのインパクト等による筑波研究学園都市の成熟化の進展によって、「都市的ポテンシャル」が高まると同時に、水と緑の豊かな「自然環境の役割」も増すものと考えられます。

したがって、荃崎地域においては、『“新生つくば”の南の玄関口』として、単に通過するだけでなく、都市化の進展と豊かな自然環境との調和を保ちながら、都市的土地利用についての役割も期待されます。

荃崎地域は、こうした恵まれた諸条件をいかした役割を踏まえ、豊かな自然環境や集落環境の保全、商業・業務系施設の充実、質の高い居住機能の整備、自然資源をいかした観光・レクリエーション機能の充実を目指していきます。

特に、『“新生つくば”の南の玄関口』として、次の 3 つの役割が期待されます。

① JR 常磐線からの玄関口

荃崎地域は、“新生つくば”において JR 常磐線牛久駅及びひたち野うしく駅に隣接する地域であり、鉄道による広域的な交通利便性や牛久市市街地に近接する都市的利便性をいかした『JR 常磐線からの玄関口』として、新たな居住機能等の計画的な受け皿づくりが期待されます。

② 首都圏中央連絡自動車道からの玄関口

“新生つくば”には、首都圏中央連絡自動車道の（仮称）つくば I.C と（仮称）つくば南 I.C が設置される予定であるが、荃崎地域は、（仮称）つくば南 I.C に隣接し、I.C へのアクセス道路となる国道 6 号バイパスが本地域の中央を縦断することから『高速道路からの玄関口』としての立地条件をいかし、流通系等の産業機能の計画的な受け皿づくりが期待されます。

③ 観光・レクリエーション拠点（牛久沼周辺）への南の玄関口

“新生つくば”における広域的な観光・レクリエーション拠点としては、『北の筑波山』と『南の牛久沼』があり、荃崎地域は牛久沼周辺のロケーション等をいかした観光・レクリエーション機能としての役割が期待されます。

4 “新生つくば”の土地利用構想

“新生つくば”の土地利用構想は、『4つのゾーン』と『3つの拠点』によって構成しています。

(1) 4つのゾーン

“新生つくば”においては、「都市と田園の一体的な空間づくり」を基本に、次の4つのゾーンの地域特性をいかしたまちづくりを進めます。

① 都市化ゾーン

本ゾーンは、高次都市機能の集積を目指します。

以下の地域を「都市化ゾーン」として位置付けし、高次都市機能の集積と機能の複合化を基本とし、良好な市街地環境の整備と市街地の活性化を先導します。

- ・筑波研究学園都市の建設により、研究・教育系の機能を中心に様々な「都市機能が集積する地域」
- ・上記地域の周辺に形成される「都市基盤の整備される地域」
- ・都市機能の集積が見込まれる「つくばエクスプレスの沿線開発地域」

② 田園集落ゾーン

本ゾーンは、伝統的な農村集落環境と豊かな自然環境の調和を目指します。

桜川・谷田川流域の水田を主体とする農業地帯及び小貝川と研究学園地区に挟まれた畑作を主体とする農業地帯など、伝統的な農業地域としての機能と景観が保持されている地域を「田園集落ゾーン」として位置付けます。

③ 筑波山周辺ゾーン

本ゾーンは、豊富な自然環境と優れた生態系の保全を目指します。

国立公園の森林区域を含む筑波山系の山麓地帯を「筑波山周辺ゾーン」として位置付けます。

④ 親水ゾーン

本ゾーンは、市民の憩いの場としての役割と、多様な野生生物の育成・生息場所として水辺環境の保全を図ります。

豊かな生態系と水辺環境を有する小貝川・桜川・谷田川・牛久沼等を「親水ゾーン」として位置付けます。

(2) 3つの拠点

① 広域活性化拠点

産業・経済・文化等の一大発信基地として都市機能の集積が進む「研究学園中心地区」及びつくばエクスプレス沿線開発に伴い高次の都市機能の集積を目指す「葛城地区」については、筑波研究学園都市の中心地域として、市内全域及び周辺市町村を含めた県南地域における「広域活性化拠点」として位置付けます。

○研究学園中心地区

- ・既存の都市機能の充実を図るとともに、施設立地の遅れている街区への整備・誘導を図ります。
- ・つくばエクスプレスの起点となる新駅が整備されることにより、交通拠点性が高まるため、より高度な都市機能とともに、広域的な圏域を対象とする商業・業務・行政機能及び国際交流機能の充実を図ります。

○葛城地区

- ・“新生つくば”の更なる発展に向けた国際交流機能・新産業の創出など、新しい需要に対応する広域拠点として、研究学園中心地区を補完する高次の都市機能の整備・誘導を図ります。
- ・また、職住の近接並びに田園的環境との共生という、新しい田園都市型のライフスタイルを提供する場として整備・誘導を図り、市内外からの住み替え需要に対応します。

② 都市地域活性化拠点

都市化地域における日常的な生活拠点として、生活全般にわたる支援機能を提供していく都市地域を「都市地域活性化拠点」として位置付けます。

○島名・福田坪地区

- ・職住近接型で自然環境をいかした良好な住宅の供給と日常サービス機能を提供するとともに、研究教育機能を補完する業務・研修機能及び首都圏中央連絡自動車道をいかしたビジネス交流機能の整備・誘導を図ります。

○萱丸地区

- ・つくばエクスプレスの新駅を中心として、新市街地と周辺地域の共生・融和を図るモデル的な拠点形成を目指します。
- ・また、日常サービス機能を提供するとともに、都市化地域と田園集落地域との出会いの場として、交流機能の整備誘導を図ります。

○中根・金田台地区

- ・筑波研究学園都市関連の就業者向け住宅供給を図るとともに、研究学園機能と連携する研究・研修機能の整備・誘導を図ります。

○上河原崎・中西地区

- ・田園風景と調和した新しいタイプの沿道を利用した都市型サービス産業の誘致を図るとともに、生活支援サービス機能を有する田園市街地の形成を目指します。

○手代木西部地区

- ・首都圏中央連絡自動車道（仮称）つくば I.C の周辺地区であるため、田園環境に配慮しながら、広域活性化拠点である研究学園中心地区及び葛城地区と全国をつなぐ高速道路網の玄関口としてふさわしい都市地域活性化拠点の形成を目指します。

③ 田園地域活性化拠点

田園集落地域における豊かな自然環境と住環境の保全を図りながら、日常的な生活支援機能を提供する地区（市街化区域）を「田園地域活性化拠点」として位置付けます。

○中根地区

- ・旧桜村の中心地であり、農村集落が発展して形成された市街地であることから、集落景観の保全に努めながら、豊かな自然環境・田園環境と調和した田園市街地の形成を目指します。

○谷田部地区

- ・旧谷田部町の中心地であり、城下町として形成され、またつくばエクスプレス沿線開発地域に近接した市街地であることから、豊かな地域資源等を活用しながら、“新生つくば”の南西部の核となる田園市街地の形成を目指します。

○上郷地区

- ・旧豊里町の中心地であり、農村集落が発展して形成された市街地であることから、集落景観の保全に努めながら、豊かな自然環境・田園環境と調和した田園市街地の形成を目指します。

○大曾根地区

- ・旧大穂町の中心地であり、農村集落が発展して形成され、現在では研究学園地区の新市街地と隣接した市街地であることから、集落景観の保全に努めながら、新市街地との融合した田園市街地の形成を目指します。

○吉沼地区

- ・小貝川を西に見下ろす台地に位置する農村集落が発展して形成された市街地であることから、集落景観の保全に努めながら、豊かな自然環境・田園環境と調和した田園市街地の形成を目指します。

○北条地区

- ・旧筑波町の中心地であり、また筑波山への参道として形成された市街地であることから、歴史資源等の豊富な地域資源を保全・活用しながら、“新生つくば”の北部の核となる田園市街地の形成を目指します。

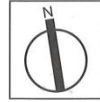
○小田地区

- ・北条地区と近接する市街地であることから、歴史資源等の豊富な地域資源を保全・活用しながら、田園市街地の形成を目指します。

○高見原地区

- ・荃崎地域の一般県道谷田部牛久線沿道に形成された市街地であり、“新生つくば”における南の玄関口にふさわしい田園市街地の形成を目指します。

土地利用構想図



- | | | | | | |
|--|-----------|--|-----------------|--|----------|
| | 広域活性化拠点 | | 道路ネットワーク(既存) | | 都市化ゾーン |
| | 都市地域活性化拠点 | | 道路ネットワーク(新規) | | 田園集落ゾーン |
| | 田園地域活性化拠点 | | 常磐自動車道 | | 筑波山周辺ゾーン |
| | | | 首都圏中央連絡自動車道(新規) | | 親水ゾーン |
| | | | つくばエクスプレス(常磐新線) | | |

IV 基本方針を具現化するための 建設計画

IV 基本方針を具現化するための建設計画

つくば市・荃崎町の速やかな一体性及び地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「新市建設の基本方針」に基づき、「環境都市つくば」、「福祉都市つくば」、「自律都市つくば」の実現に向けて、新市の総合的かつ計画的な整備を推進していきます。

このため、次のような施策の展開を図ります。

■施策の体系

【環境都市つくば】

- 1 地球環境と共生するまち
 - (1) 環境に配慮する人づくり
 - (2) 緑のまちづくり
 - (3) 水環境
 - (4) ごみ
 - (5) エネルギー
- 2 都市と田園が調和するまち
 - (1) 公共交通
 - (2) 道路網
 - (3) 土地利用
 - (4) 景観
 - (5) 住環境
- 3 安全な暮らしを守るまち
 - (1) 防犯
 - (2) 防災
 - (3) 交通安全
 - (4) 公害防止

【福祉都市つくば】

- 4 楽しみながら子どもを育てるまち
 - (1) 児童福祉
 - (2) 学校教育
 - (3) 青少年育成
- 5 健康で生きがいのあるまち
 - (1) 健康づくり
 - (2) 医療
 - (3) 高齢者福祉
 - (4) 生涯学習
- 6 互いに尊重しあい、助け合うまち
 - (1) コミュニティ支援
 - (2) 地域福祉
 - (3) 社会保障
 - (4) 障害者福祉

1 地球環境と共生するまち

(1) 環境に配慮する人づくり

【基本方向】

環境に配慮する人づくりを進めるため、学校における環境教育の推進をはじめ、環境に対する市民、企業等の理解や関心を深めるための情報提供や学習の場の提供を図ります。

また、総合的な環境管理体制を確立するため、市民、企業等の自主的な環境保全活動の支援等に努め、関連する施策を広域的かつ総合的に推進します。

さらに、既存施設等を活用しながら、多様な環境学習施設の整備・活用に努めます。

【施策の方針】

① 環境管理体制

市民と企業と行政が一体となった環境管理体制を確立し、総合的、計画的な環境保全対策を推進します。

つくば市では、「つくば市民環境会議」を組織し、平成 11 年度に定められた「つくば市環境基本計画」の見直しにおける市民の意見集約や行政に対する提言を審議します。また、この会議は、市・事業者・市民が環境の保全に関する施策を効果的に推進させるための組織であり、環境学習の習得、環境の保全に関する啓発、計画推進に係る事業の企画立案を行います。

平成 9 年に採択された「京都議定書」に基づき公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により策定が義務づけられた「地球温暖化対策実行計画」を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を推進していきます。

また、つくば市では、環境管理に関する国際規格である I S O 14001 認証を取得し、市自らが環境負荷の軽減に努め、地域全体への環境保全の誘導を推進していきます。

(2) 緑のまちづくり

【基本方向】

国内でも貴重な自然資源の宝庫である筑波山から、河川、水路を通じてつながる緑地、平地林、公園そして多目的機能を備える農地等の緑環境の一体的な保全を図ります。

また、市民とともに緑の管理を推進するとともに、幅広く活用、保全する仕組みを確立します。

【施策の方針】

① 森林・農地等保全

保全すべき一体的な緑地については、保全地区の指定等を検討し、各種制度等

を積極的に活用し、計画的な保全を図るとともに、環境学習やレクリエーション等、多面的な活用を図ります。

都市公園の整備と合わせて民有緑地や都市緑地の保全を総合的かつ体系的に推進していくため「緑の基本計画」を策定します。

さらに、多目的機能を備える農地保全のために、環境保全型農業を総合的に推進します。

② 公園・緑地保全

市民の総合的なスポーツ活動の場として、また、あらゆる分野にわたる生涯体育の実践の場として、スポーツ・レクリエーションの拠点となる「つくばスポーツの森」の整備を推進します。

また、牛久沼のロケーションをいかし、市民が生涯を通じて健康の維持・増進を図り、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場の拠点として、また、防災環境保全のための緑地として「荃崎運動公園」の整備を推進します。

(3) 水環境

【基本方向】

雨水浸透をはじめとする生活に身近な水循環の仕組みの整備や、上・下水道の整備の円滑な推進、河川、水路の自然護岸整備等を通じて、暮らしと環境の調和を図ります。

【施策の方針】

① 水循環

水環境に対する意識啓発として、湖沼流入河川シンポジウムを開催し、雨水、地下水、河川や霞ヶ浦等から、生活用水、産業用水へとつながる地域の水環境系の正しい認識の浸透を図りながら、貴重な水資源を有効利用するための節水意識や排水に対する責任意識の高揚を図ります。

小学5年生を対象とする「水みらい21 児童シンポジウム」を開催し、汚濁状況が著しい霞ヶ浦・牛久沼及び流入河川の水質の現状を理解し、浄化意識の更なる啓発と底辺拡大を図るため、環境教育の一環として、実践セミナーや生活体験を通じ、水との関わり方を発表・意見交換を図ります。

また、地域における豊かな水環境を将来に引き継ぐ責務として、地域の人々が水に対する問題意識を高め、継続するために先進的な啓発事業や市民活動を整理統合した「水みらい21 計画」の策定を推進します。

河川等の水質管理体制の充実については、流域市町村や関係機関との連携強化を図りながら、霞ヶ浦、河川、地下水の水質浄化を推進します。

平成9年から実施されている「水の路クリーンアップ事業」を継続し、生活排水路への浄化施設設置による、水質浄化を推進していきます。

② 上水管理

県南広域水道用水供給事業等の促進により、将来需要に向けた生活水の安定確保を図るとともに、未給水区域の配水管布設の促進や「(仮)葛城配水場」、「(仮)南部配水場」の建設を促進します。

③ 下水管理

投資効果、普及率の向上を勘案しながら、公共下水道事業を推進し、生活環境の保全に努めます。

また、公共下水道認可区域外の地域においては、合併浄化槽設置の普及を促進します。

④ 河川・水辺環境

桜川・西谷田川等の主要河川については、国や県に要請し、河川改修を促進します。

また、河川や池沼における多自然型護岸等、自然生態系や親水性を重視した環境整備を進めます。さらに、水辺環境の保全に努めながら牛久沼周辺等の水辺空間の利用について検討します。

(4) ごみ

【基本方向】

人口の増加に伴って増加が予測されるごみに対し、市民ぐるみでごみの減量化、省資源、リサイクルを推進するとともに、ごみの適正処理を推進します。

【施策の方針】

① ごみ

ごみ・不要品などきめ細かい分別回収から、選別、資源化、再利用といった、リサイクルを総合的に推進する体制を確立します。

粗大ごみ処理施設については、老朽化した粗大ごみ処理施設に替わり、ごみに関する住民意識の高揚を図る啓発施設を併せ持つリサイクルプラザの建設を推進します。

不法投棄の防止については、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の監視体制を強化し、環境保全を図ります。

(5) エネルギー

【基本方向】

公共的施設等におけるエネルギー利用の高効率化、省エネルギーの推進、自然エネルギー利用の促進、省エネルギー交通手段の利用促進等を図るとともに、エネルギーの安定供給体制の確保に努めます。

【施策の方針】

① エネルギー

市内に立地する産・官・学の研究機関と連携し、つくば市の長をいかした太陽光，風力，バイオマス等の新エネルギーの導入について，総合的かつ具体的な検討を行い，計画的な事業化を促進することにより，環境に調和したまちづくりを推進します。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
環境に配慮する人づくり	つくば市民環境会議活動事業 地球温暖化対策実行計画策定事業 ISO14001 認証取得事業 その他	82
緑のまちづくり	緑の基本計画策定事業 つくばスポーツの森整備事業 荃崎運動公園建設事業 (仮)大井池公園整備事業 その他	10,452
水環境	(仮)葛城配水場建設工事 (仮)南部配水場建設工事 上水道配水管布設工事 合併処理浄化槽設置補助事業 公共下水道整備事業 水辺の環境保全関連事業 水みらい21計画策定事業 水の路クリーンナップ事業 (仮)牛久沼水辺空間整備基本調査事業 その他	66,164
ごみ	リサイクルプラザ建設事業 不法投棄ごみ処理事業 有害ごみ回収事業 その他	4,631
エネルギー	新エネルギービジョン計画推進事業	1

【国・県等事業】

施 策 名	主要事業の概要
水環境	桜川河川改修事業（県） つくばエクスプレス沿線開発関連事業 ○西谷田川河川改修事業（県） ○高岡川河川改修事業（都市基盤整備公団） ○谷田川河川改修事業（同上） ○蓮沼川河川改修事業（同上）

2 都市と田園が調和するまち

(1) 公共交通

【基本方向】

平成17年度開業を目指して、つくばエクスプレスの整備促進を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、新しい公共交通手段の検討を含めて、つくばエクスプレスを中心とした市内公共交通の計画的な再編に取り組み、市民が利用しやすい交通手段の確保を図ります。

また、JR常磐線の輸送力の増強を関係機関と連携を図りながら要望していきます。

【施策の方針】

① 公共交通

平成17年度開業を目指し、東京都心とつくばを直結する広域的役割と新しい居住系を主体とした複合都市形成の骨格・基盤となる公共交通体系として、つくばエクスプレスの整備促進を図るとともに、つくばエクスプレスの駅を中心とした新たな交通体系を組み立て、整備を目指し、(仮)つくば駅駅前広場の整備を推進します。

また、高齢者・学生をはじめ、市民の生活を支える基盤として、バス交通の維持、充実を図るとともに、バスターミナルの整備を進めるなど、公共交通機関の運営を支援します。

(2) 道路網

【基本方向】

国、県との連携を図りながら、車と歩行者等の円滑な通行を支える市内の道路網の体系的かつ段階的な整備を進めます。

【施策の方針】

① 主要道路整備促進

つくばエクスプレスをはじめとする公共交通網や、広域交通体系との整合を図りながら、新市内の各拠点をつ結び生活の基盤を支える道路網の整備を計画的に推進します。

社会、経済、文化等の交流ネットワークを強化するための役割を担う首都圏中央連絡自動車道の早期開通を促進します。また、荃崎地域の主要道路となる国道6号牛久・土浦バイパスの整備を促進するとともに、国道125号つくばバイパス整備を促進します。

周辺都市を結ぶ主要道路の主要地方道つくば・真岡線、県道谷田部・藤代線の改良整備、都市計画道路天宝喜・荃崎線、つくばエクスプレス関連の都市計画道路の整備を促進します。

② 一般道路整備

市内道路交通網において、幹線道路を補完する市道の整備を計画的に推進します。また、円滑な道路交通を維持するため市道の維持、管理に努めます。

特に、つくば地域と荃崎地域の連絡道路をはじめ、つくばメモリアルホール進入路、市道1-43号線、市道1-18号線及び北進道路、(仮)高見原・天宝喜線、町道6号の整備を推進します。

(3) 土地利用

【基本方向】

新市建設の基本方針の「新市土地利用構想」に基づき、土地の所有者、利用者等との相互調整を図りながら、土地利用に関する各種制度を適切に運用し、農地の適切な保全管理を進めるとともに市街地の規制・指導を進め、田園と都市が調和するまちづくりを推進します。

【施策の方針】

① 調和のある整備

つくばエクスプレス沿線開発に伴う周辺集落の急激な環境変化に対応するため、集落地域整備法による田園環境居住区整備事業基本計画を策定し、居住環境と営農条件が調和したまちづくりを推進します。

② 市街地の適正誘導

緑豊かな自然環境、研究環境、都市景観等を保全、継承しつつ、国際的な研究学園都市にふさわしい計画的な土地利用を図るため、市街地の適正な規制、誘導を行います。

新市の都市計画に関する基本的な方針として、つくば市都市計画マスタープランを策定します。

③ 高度利用

大規模開発事業については、都市計画、道路整備計画、公共下水道計画及び公益施設整備計画等との調整を図るほか、関連公共公益施設整備に係る負担等についても十分調整し、財政への影響、地域の振興、土地の高度活用、需要量など総合的な判断に基づき検討します。

つくばエクスプレス沿線開発地域において事業化が進められている葛城一体型特定土地区画整理事業、萱丸一体型特定土地区画整理事業、中根・金田台特定土地区画整理事業、上河原崎・中西特定土地区画整理事業及び島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業については、県や都市基盤整備公団等と調整を図りながら事業の促進を図ります。

④ 新たな土地利用

筑南クリーンセンター周辺の土地利用については、地元と協議をしながら、北部地域振興の要となるような事業化方策の検討を進めます。

また、つくばメモリアルホール周辺の土地利用については、地元と協議をしながら、県事業としてその具体化を図るよう努めます。

(4) 景観

【基本方向】

「都市景観条例」を制定し、景観行政を推進するための体制を確立するとともに、筑波山を背景とした、つくばらしい都市景観、歴史的景観、集落景観など、緑豊かな景観の保全及び創出に努めます。

【施策の方針】

① 推進体制整備

「都市景観条例」を制定し、積極的な整備、誘導を行う等、つくば市の個性と魅力をいかした都市景観の形成を図ります。推進に当たっては、市民、企業、行政が一体となった体制を確立し、計画的に全市的な景観整備に取り組みます。

(5) 住環境

【基本方向】

つくばエクスプレス沿線開発をはじめとした新たな住宅整備等においては、子どもやお年寄り、障害者等だれでも安心して生活ができる住環境を確保するとともに、自然環境の保全にも配慮した住宅地整備の推進に努めます。

また、適切な公的住宅の整備・管理や、建築指導を通じて、民間建築活動における適切な住環境の確保に努めます。

【施策の方針】

① 住環境整備

市内研究機関や国、県等との連携により、周辺環境と調和し、省エネルギーや雨水利用、リサイクルなど環境共生型住宅の建設を促進し、限られた資源、環境を大切にしまちづくりを推進します。

特に、つくばエクスプレス沿線開発地区において、環境の先進的なモデル街区を設定し、自然との共生のあり方を検討し、環境に配慮したまちづくりの方向性を示す「環境共生先進モデル街区基本構想」を作成し、環境共生のあり方を市内外へアピールします。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
公共交通	つくばエクスプレス整備促進事業 乗合バス運行補助事業 (仮)つくば駅駅前広場整備事業 公共交通等による生活交通確保に関する調査	3, 443
道路網	つくば市・茎崎町連絡道路整備事業(3路線) つくばメモリアルホール進入路整備事業 市道1-43号線整備事業 市道1-18号線整備事業 北進道路整備事業 町道6号改良舗装工事 (仮)高見原・天寶喜線改良舗装工事 都市計画道路小山・大井線建設事業 その他	36, 576
土地利用	筑南クリーンセンター周辺整備推進事業 都市計画マスタープラン策定事業 新市街地整備基本計画策定調査 田園居住区整備事業基本計画調査 その他	912
景観	都市景観条例の制定	8
住環境	環境先進モデル街区事業	12

【国・県等事業】

施 策 名	主要事業の概要
公共交通	つくばエクスプレス建設事業（首都圏新都市鉄道（株））
道路網	首都圏中央連絡自動車道の建設（国） 国道6号牛久・土浦バイパスの建設（国） 国道125号つくばバイパス整備事業（県） 主要地方道つくば・真岡線バイパス整備事業（県） 県道谷田部・藤代線改良整備事業（県） 都市計画道路天宝喜・茎崎線整備事業（県） つくばエクスプレス関連都市計画道路整備事業（県）
土地利用	つくばエクスプレス関連事業 ○上河原崎・中西特定土地区画整理事業（県） ○島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業（県） ○葛城一体型特定土地区画整理事業（都市基盤整備公団） ○萱丸一体型特定土地区画整理事業（同上） ○中根・金田台特定土地区画整理事業（同上） つくばメモリアルホール周辺整備事業（県）

3 安全な暮らしを守るまち

(1) 防犯

【基本方向】

市民の生命、財産を守るため、警察をはじめ、関係機関との密接な連携を強化しながら、自治会組織等の育成、防犯体制の充実を図るとともに、防犯施設の整備充実を図り、「安全・安心まちづくり」を推進します。

【施策の方針】

① 防犯

市民、事業所、警察及び関係団体等の効率的な役割分担と、連携強化を図るとともに、防犯協会や防犯連絡員等によるパトロールの定期的な実施等、防犯活動の強化を図ります。

また、防犯のための整備として、防犯灯の計画的な設置や犯罪防止のための必要な施設設備の改善、防犯設備の整備等を推進します。

(2) 防災

【基本方向】

市民一人ひとりの防災意識の啓発と、予防から応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動の充実を図ります。

また、消防本部と消防団をはじめ、関連機関との連携により防災施設の整備や災害予防の諸施策を推進し、消防力、救急業務の増強を図ります。

【施策の方針】

① 防災体制整備

地域特性を踏まえ、周辺市町村、県、国等との連携を強化しながら南関東地域直下型地震に備えた地域防災体制を充実します。また、各地域における総合防災訓練、児童・生徒に対する避難訓練や防災教育、市民への防災知識の伝達等を充実し、常に防災意識の高揚を図ります。

さらに、老朽化の著しい消防署施設の改築や今後つくばエクスプレスの沿線開発による人口増加に伴い、消防サービスの均等化を図るうえで必要となる消防署の新設を推進します。

② 防災施設整備

地震、風水害等の災害発生に備え、緊急避難場所を確保し、食料、医薬品等の備蓄を計画的に行うとともに、飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置や消防水利の充実を図るため消火栓の設置を推進します。

また、消防の機動力を強化するため、老朽化した消防車両等の更新、整備を計画的に推進します。

(3) 交通安全

【基本方向】

交通事故を防止し、市民の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備・充実など交通安全環境の整備に努めるとともに関係機関との連携により、市民が総ぐるみとなった交通安全体制の整備充実を図ります。

【施策の方針】

① 交通安全体制整備

交通安全教育指導員を置き、学校等における安全教育をはじめとして、自転車、バイク等の安全な乗り方指導など対象者に応じた体験型の交通安全教育を推進します。

② 交通安全環境整備

市内幹線道路等における違反駐車を防止することにより、交通事故を防ぎ、災害時等における緊急車両の通行を確保するため、「違法駐車防止条例」に基づき、道路利用の適正化を推進します。

また、道路の改良及び拡幅工事に伴う歩車道の分離、ガードレールの設置、標識の効果的な設置、危険個所のカーブミラーの設置及び点検の充実など交通安全施設の整備を推進します。

(4) 公害防止

【基本方向】

公害防止関係法令等の効果的運用、公害防止協定の遵守、監視態勢の充実等により、公害の発生防止体制の充実を図るとともに、各発生源に対する公害防止対策の充実を努めます。

また、低公害車の公用車への導入等、行政が先導的な役割を果たしながら、公害対策の取り組みに努めます。

【施策の方針】

① 公害防止体制整備

観測機器の整備と観測体制を強化するとともに、酸性雨などの継続的な実態調査を実施するなど、公害監視体制を充実します。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
防犯	防犯灯設置事業 夜警警戒推進事業	132
防災	消防車両等整備・更新事業 防火水槽・消火栓整備事業 消防署庁舎等建設事業 総合防災訓練事業 備蓄食料品整備事業 その他	5,637
交通安全	交通安全施設等の整備 交通安全教育の推進 違法駐車防止活動事業 その他	470
公害防止	酸性雨事態調査事業	36

4 楽しみながら子どもを育てるまち

(1) 児童福祉

【基本方向】

保育所と児童館の運営を中心として、関係機関との連携を図りながら、子育てに関する多様な需要に対応する各種サービスの充実等、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つための総合的な環境の充実に努めます。

また、母子保健の充実、母（父）子福祉の充実に努めます。

【施策の方針】

① 児童福祉体制

保育需要の多様化に対応するため、乳児保育や延長保育、障害児保育等の体制を強化するとともに、民間保育サービスの多様化を図るため、民間保育機関への指導、助成を行います。

② 児童福祉施設整備

待機児童の増加や今後の都市化に伴う人口増加などの地域状況に応じて、民間活力を含めた保育所の新設を進めます。また、児童館についても複合施設としての機能を考慮し適正な配置を進めます。

特に、吾妻第二保育所、春日児童館の建設に向けた用地確保及び（仮）筑波児童センターの整備を推進します。

また、放課後児童の健全育成を図るため、児童館を中心に放課後児童健全育成の充実を図ります。なお、障害児の受け入れについて、体制づくりの整備を進めていきます。児童館のない地域については、学校の余裕教室、その他の公共施設の有効活用を検討し、充実を図ります。

(2) 学校教育

【基本方向】

たくましく生きる力を育てる学校教育を目指して、家庭、地域、関係機関と学校との連携を密にしながら、教育内容と教育環境の充実を図ります。

また、高等教育機関等の一層の充実を促進します。

【施策の方針】

① 教育体制

いじめ、不登校、進学・就職に関する悩み、心身に障害を持つ児童、生徒の教育、就学相談等、多岐にわたる教育問題に対応するため、児童、生徒、保護者等が気軽に相談できる教育相談体制の充実を図ります。

つくば市では、県教育委員会が派遣するスクールカウンセラー配置事業において、全中学校に配置されるまでの間、市独自にカウンセラーを配置します。

学校、家庭、地域社会、関連機関等子どもの教育をとりまくそれぞれの役割分担と連携を図りながら、教育ボランティアの育成や子どもを育てる保護者同士の情報交換を図る家庭教育学級の推進等、地域・家庭を含めた教育体制の充実を目指します。

② 教育内容

介助を必要とする障害を持つ児童生徒の在籍する学校に介助員を配置し、介助させることにより教員等の負担を軽減し、一層円滑に学級運営を図れるようにします。

また、授業を補助する講師を配置し、チームティーチング授業を実施することにより、学習指導の充実や学級運営の困難な学校の健全化を図ります。

③ 教育施設

幼稚園、小学校、中学校の各施設については、老朽化等の見られる既存施設、設備の整備を進めるとともに、今後の人口増に対応した新たな施設、設備の計画的充実を図ります。

特に、大曾根小学校プール・体育館新築事業、筑波西中学校柔剣道場新築・体育館改築事業等を推進します。

④ 学校給食

学校給食は、食を通しての教育の場であるとの認識を深め、内容の充実を図ります。また、(仮)筑波学校給食センターの整備を推進するとともに、老朽化等の見られる既存施設、設備等の整備を図ります。さらに、安全で衛生的かつ効率的な学校給食のあり方を検討します。

(3) 青少年育成

【基本方向】

青少年が社会の一員として自覚を持ち未来の社会の担い手として成長するよう、活動の拠点となる青少年センターの整備とともに、家庭、学校、地域社会の連携強化を図り、健全な青少年の育成を推進します。

【施策の方針】

① 青少年育成

青少年の健全な育成のため、青少年の相談、指導、啓発等の活動を実施するとともに、活動推進のための拠点となる「青少年センター」の整備を進めます。

また、子ども会育成連合会等の活動を支援し、青少年期における地域学習活動の充実に努めます。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
児童福祉	吾妻第二保育所・春日児童館用地取得事業 (仮)筑波児童センター建設事業 民間保育所各種事業補助 放課後児童対策事業 地域子育て支援センター設置事業	1, 676
学校教育	小・中学校施設及び学校給食センターの新築・改築・改修 事業(校舎・体育館・柔剣道場・プール) 幼稚園園舎整備事業 情報化施設整備事業 チームティーチング非常勤講師配置事業 学校介助員配置事業 スクールカウンセラー事業 私立幼稚園保護者助成事業 私立幼稚園就園奨励事業 家庭教育学級推進事業 特殊教育就学奨励事業 その他	31, 711
青少年育成	青少年センター建設事業 青少年相談員活動事業 子ども会育成連合会事業 更生保護事業 その他	548

5 健康で生きがいのあるまち

(1) 健康づくり

【基本方向】

市民の幅広い参加を促しながら、スポーツ・レクリエーション活動の振興や、健康づくり事業、疾病予防活動の実施等を通じて、市民の健康づくりに努めます。

【施策の方針】

① 社会体育活動

市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康増進PRを含め、各種スポーツ・レクリエーションの紹介やつくば健康マラソン等の行事の開催を推進し、市民ニーズに応える多彩な健康づくり活動の機会を創出します。

また、体育協会の機能強化を図るとともに、各専門部の自主的運営を促進し、市民のスポーツ活動の振興を図ります。

(2) 医療

【基本方向】

各医療機関の連携強化を図りながら、市民の医療需要にきめ細やかに対応する体制づくりや、少子高齢化社会に応じた医療福祉の充実に努めます。

【施策の方針】

① 医療

関係機関や医師会との連携による救急医療体制の維持、継続を図ります。

(3) 高齢者福祉

【基本方向】

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう積極的な社会参加活動を進めるとともに、介護保険事業による支援との整合、関係機関との連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせるよう在宅福祉対策事業等の実施を進めます。

【施策の方針】

① 社会参加支援

広報紙や各種イベント等を通じて、市民一人ひとりが高齢化社会に対する関心を持ち、自ら問題として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう市民意識の啓発に努め、世代間交流事業や、各種教養講座やイベントの充実により、社会参加機会の充実に努めます。また、高齢者の生きがい活動を総合的に推進するため、関係機関との連携を図りながら、シルバークラブなど福祉団体の育成、各種活動の支援を図るとともに、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業機会、活躍の場の充実に努めます。

② 健康等支援

在宅介護支援体制充実のため、基幹型在宅介護支援センターを中心に、地域型在宅介護支援サービスの総合調整や介護保険に該当しない高齢者へのサービスを調整する地域ケア会議等の充実を図ります。また、高齢者世帯等の健康支援のため、保健婦等と地域型在宅介護支援センターが連携し、家庭訪問により日常生活の指導等を推進します。

在宅の高齢者が、要介護状態になることを予防するために、保健センター等において実施している生きがい対応型デイサービス事業の拡充を図ります。また、理髪料助成事業、あんま・はり・灸・マッサージ助成事業、福祉タクシーや紙おむつ購入費助成事業など高齢者に対する経済的支援の充実を図ります。

③ 福祉施設整備

養護老人ホーム、ケアハウス、シルバーハウジング等、新たな施設の整備促進に努めるとともに、在宅で生活困難な高齢者に対する各施設への入所措置または入居の促進を図ります。

また、高齢者の各種相談、健康増進、教養向上及びレクリエーション等、高齢者福祉に関する総合的拠点として、関係機関と連携しながら、老人福祉センターの事業の充実を図ります。

(4) 生涯学習

【基本方向】

生涯学習に関する施設の充実、各種活動の支援、文化財保護事業の展開、図書館活動の展開等を通じて、市民の文化、芸術活動の活発化を進めるとともに、市民が生涯にわたって学習する機会の充実を図ります。

【施策の方針】

① 生涯学習

市民一人ひとりの心に“ゆとり”と“うるおい”をもたらすとともに、個性と創造性をはぐくむため、芸術文化活動の充実を図ります。また、市民の生涯学習活動の拠点として、(仮)筑波西中学校区公民館の建設など文化施設の充実、活用を図るとともに、各地域の生涯学習施設の体系的整備を図り、ネットワーク化を推進します。

② 文化財

つくばの歴史を将来に継承するため、埋蔵文化財の確認調査や古民家調査等、文化財に係る全体的な調査の実施や、文化財保護計画の策定を図るなど、関係機関との協力・連携の下に、有形・無形の文化財の調査、整備・保存、活用を推進します。また、国指定史跡小田城跡の公有化及び調査・整備を図るとともに国指定平沢官衙遺跡の整備とその活用を進め、周辺を含めた計画的な史跡公園整備を推進します。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
健康づくり	谷田部総合体育館改修事業 スポーツ振興基本計画策定事業 つくばマラソン運営事業 体育協会育成事業 その他	632
医療	休日緊急医療事業 予防接種事業 献血推進事業 その他	2,213
高齢者福祉	社会福祉施設整備費補助（介護老人福祉施設） 特別養護老人ホーム整備費補助 福祉交流センター改修事業 その他	305
生涯学習	(仮)筑波西中学校区公民館建設事業 国史跡小田城跡復元整備事業 文化祭開催事業 生涯学習関連施設ネットワーク整備事業 (財)つくば都市振興財団芸術文化事業補助 市民オーケストラ鑑賞事業 史跡・埋蔵文化財学術調査事業 つくばちびっ子博士事業 その他	3,889

6 互いに尊重しあい、助け合うまち

(1) コミュニティ支援

【基本方向】

市民の自主的なコミュニティ活動に対する支援の充実に努め、自治会組織等の育成をはじめ、互いに助け合う市民意識の啓発、活発なコミュニティ活動の展開を図ります。

また、活動の拠点となる施設の建設、運営に対する支援に努めます。

【施策の方針】

① 活動支援

区会、福祉、環境、防災、文化やスポーツ等各種の自主的なコミュニティ活動を積極的に支援します。

② 施設整備・活用

地域の交流の場として利用されている集落センターや公民館、圏民センター、学校・体育施設等を整備充実し、有効かつ効率的な運営、管理を進めます。また、地域の集会施設の整備への補助等により整備、充実を図ります。

(2) 地域福祉

【基本方向】

年々多様化する福祉需要に対し、これを地域で支える福祉のまちづくりを進めるため、地域福祉の体制と施設の整備を推進します。

また、基本的人権を尊重し、互いに助け合う地域社会の形成に努めます。

【施策の方針】

① 地域福祉

新たに筑波心身障害者福祉センターを整備するとともに、心身障害者福祉センター、老人福祉センター等、福祉関連施設の重要な拠点について、関係機関との連携を図りながら、全市的な運営方針を確立し、専門家の配置や職員体制の充実などによる機能の強化を図ります。

また、福祉循環バスの運行については、ルートの見直し等を行いながら利便性の向上に努めます。

(3) 社会保障

【基本方向】

社会保障制度に対する市民の正しい理解と関心を高めるとともに、関係機関との連携を図りながら、市民の健康の保持増進を確保する国民健康保険、老後保障の中核を担う制度である国民年金の円滑な運営に努めます。

【施策の方針】

① 介護保険

介護保険制度は、新しい社会保障制度であり、かつ、新たな介護システムの創設であることから、介護保険制度やサービス提供事業者についての情報提供を、より積極的に行います。また、介護保険の正しい使い方について意識啓発やトラブルを未然に防止するための情報提供を十分に行っていきます。

② 国民健康保険

保険税収納率の向上をはじめ、レセプト点検の充実強化、医療費通知の実施、第三者行為求償事務の強化等医療費の適正化に努めるとともに、保健事業や広報事業等を実施し、国民健康保険事業の健全な運営を推進します。

(4) 障害者福祉

【基本方向】

障害者（児）実態の把握、障害に対する市民の理解の促進などにより、障害者（児）をとりまく総合的な環境整備を図るとともに、障害者（児）が自立生活を送れるよう支援し、障害者の社会参加を進めます。

また、障害の早期発見、早期療育等の充実に努めます。

【施策の方針】

① 総合的環境整備

療育関係機関との連携強化を図るとともに、療育の案内等を行う相談窓口を設置し、検診から療育、就労まで一貫して対応できるよう総合調整を図ります。また、専門職を配置し、個々の障害児に対する支援体制の整備を図ります。

② 社会的自立支援

障害者（児）の生活環境の利便性向上を図るため、社会福祉協議会との連携により、点字・録音テープによる広報紙の発行、手話奉仕員や移送サービス、福祉機器リサイクル等の事業を継続的に推進するとともに、今後は、ホームヘルプサービス、ショートステイの拡充、レスパイトサービスの検討、ガイドヘルパー派遣の充実等を図ります。

③ 早期発見・早期療育

医療機関、保健所、保健センター、児童相談所等との連携を深め、保健、医療、福祉が一体となった福祉推進体制を整え、障害の発見から早期療育、社会復帰に至る一貫した障害者対策に努めます。また、精神障害者福祉の組織を設置し、各種課題を検討します。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
コミュニティ支援	地区集会所建設事業等補助 圏民センター改修事業 コミュニティ推進事業 区会組織の育成事業 合併市町村振興基金の設置 その他	4, 813
地域福祉	筑波心身障害者センター建設事業 福祉循環バス運行事業 その他	1, 117
社会保障	介護保険事業 老人保健事業 医療費適正化対策事業 医療福祉事業 保健事業(人間ドック助成事業等)	207, 272
障害者福祉	精神保健・難病対策事業 障害児通園事業 身体障害者デイサービス事業 精神障害者の福祉に関する事業 知的障害者デイサービス事業 奉仕員等養成派遣事業 その他	1, 440

7 科学と創造のまち

(1) 研究教育・交流

【基本方向】

関係機関との連携を図りながら、各種支援制度の実施、支援体制の充実等により、地域の発展や、国際的貢献を果たす研究交流を促進します。

また、研究者と子どもたちとの交流等を積極的に進めるとともに、高次の教育機関等と連携しながら、地域との交流協調を図ります。

【施策の方針】

① 研究教育支援

科学に希望を持ち、人類の将来を担う人材をはぐくむため、学校教育における科学教育を推進するとともに、「つくば科学フェスティバル」や「つくば科学出前レクチャー」等の実施により、最先端の研究と出会い、研究者との交流等の機会の充実を図ります。

(2) 情報基盤

【基本方向】

情報化社会を常に先取りする都市として、情報通信基盤の充実、情報サービスの充実を図るため、関係機関との連携を図りながら、つくば市情報ネットワークセンターを中心とした情報ネットワークの整備を推進します。

また、情報教育の推進等により、情報化時代を担う人材の育成を図ります。

【施策の方針】

① 情報基盤

市民の利便性の向上と行政事務の効率化、正確性の確保を図るため、個人情報の保護に十分配慮しながら、庁舎内及び庁舎間、各出先機関の高速通信ネットワークの整備と各種電算システムの導入、各種申請手続きの電子化等を推進します。

また、市職員の情報化研修の充実や専門技術者の確保等に努めます。

情報施設の整備については、つくば市情報ネットワークセンターを中核として、公民館、学校、図書館、体育施設等の市内の各拠点間を結び、生活の基盤を支える情報施設の整備を、体系的、計画的に推進します。また、将来の情報通信ニーズに対応した大容量、情報通信基盤が利用できる環境を整えるため、情報ネットつくばのエリア拡大や、ACCSSのサービスエリアの拡大及び有効利用の促進などを推進します。

(3) 新産業

【基本方向】

都市地域活性化拠点において魅力的な産業基盤の整備を図るとともに、起業家の育成や、就業転職対策の推進、優良企業の誘致を図ります。

また、国内外の物産交流、学術研究交流等に関するコンベンションの開催を支援するとともに、コンベンションを取り巻く産業の振興を図ります。

【施策の方針】

① 新産業

つくば市内における研究機能の集積をいかした産業創造を展開させるため、産業創出支援機関との連携、人材・企業情報サービスなど具体的産業創造を展開する施策を試み、地域産業の活性化を図ります。また、市内での新規開業や新製品の開発、販路拡大、産学官連携促進のほか、既存の産業振興など地域の活性化を図るための産業基金制度の設立を図っていきます。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
研究教育・交流	つくば科学フェスティバル事業 つくば科学出前レクチャー事業	109
情報基盤	(仮)総合ネットワークセンター設置事業 情報ネットつくばエリア拡大事業 ACC Sのサービスエリア拡大及び有効利用促進事業 その他	2,511
新産業	つくば産業創出支援事業	67

8 働く人が元気なまち

(1) 農業

【基本方向】

田園集落地域における基幹産業である農業を振興するため、認定農業者の育成や経営規模の拡大などによる農業経営の安定に取り組むとともに、安全性・高品質など多様な消費需要に応える地産地消型の都市農業の振興を図ります。

また、消費者自らが参加する農業、農業者同士の情報交換等、農業を核とした交流の促進を図ります。さらに、農業用水の安定的確保や、生産基盤の整備を推進します。

【施策の方針】

① 農業

生産性の向上を図るため関係機関との連携を図りながら、各地区のほ場整備事業や農道、用排水路等、各種農業生産基盤の整備を推進します。

また、近接する消費地や、首都圏の大消費地に近い立地をいかして、農協をはじめとして関係機関との連携を図りながら、体験農園、市民農園等、農業体験を通じた交流の場の整備・充実を図り、農業者と消費者の相互理解の促進を図ります。

特に、新たな農業の展開を目指し、都市と農村の交流の場として「(仮)くきざき農業ミュージアム」の整備を推進します。

(2) 商工業

【基本方向】

市民の消費生活における利便の向上、産業活動の活性化を目指し、既存商店街の振興、新商業地の整備、事業所経営の支援等により一層の充実を図ります。

また、消費生活センターを拠点として、消費者保護対策の充実を図ります。

【施策の方針】

① 商工業

商工業振興活動の中心である商工会等の各種事業への支援と組織力の強化、充実を推進します。また、専門家による経営相談、経営診断の導入を積極的に促進し、経営の近代化を支援します。さらに、商工会議所への移行促進をはじめ各商工業団体の自主的な地域活動に対する支援を推進します。

(3) 観光

【基本方向】

筑波山周辺の自然、歴史、文化をいかした観光の活性化を進めるとともに、最先端研究機関の集積、牛久沼周辺、田園集落地域など、市内全般にわたって、地域

資源をいかした新たな観光の振興を図ります。

また、農業、商工業の振興と連携を図りながら、物産の開発、振興や計画的なイベントの実施を進めます。

【施策の方針】

① 観光

筑波山神社周辺の門前町や山頂、周辺一帯について、関係機関との連携を図りながら、回遊コースの設定、休憩所や案内板の整備、牛久沼周辺を含めた新たな観光資源の発掘等、地域資源を最大限にいかし、総合的な観光の振興を図ります。

また、観光協会の組織強化を図り、観光情報の積極的PRや効率のよい情報提供システムを構築します。さらに、各種観光事業の企画、運営によって、観光、リゾート、レクリエーション活動の活発化を促進します。

観光イベントの開催については、梅まつり、つくばフェスティバル、まつりつくば、ひまわりまつり、花火大会など、年間を通じた計画的なイベントの実施を進めます。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
農業	(仮)くきざき農業ミュージアム整備事業 農道整備事業 かんがい排水路整備事業 ため池整備事業 各県営土地改良事業等負担金・補助金交付事業 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業 その他	10,387
商工業	商工会の合併促進事業 商工会補助事業	600
観光	つくば市物産館建設事業 筑波山梅林整備事業 筑波山麓山裾周辺整備事業 つくばフェスティバル事業 まつりつくば事業 ひまわりまつり事業 花火大会事業 観光協会補助事業 その他	1,562

【国・県事業】

施策名	主要事業の概要
観光	筑波山頂整備事業(県)

9 市民参加と愛着を持てるまち

(1) 市民参加・民間とのネットワーク

【基本方向】

市民の参加と自主的なまちづくりを支援することによって、地域活動の活性化を図り、持続性のある魅力的な地域社会の構築に努めます。

また、広報広聴活動の充実を進め、市民のまちづくりへの参加意識をはぐくみます。

さらに、公共施設の建設、運営など民間企業等との連携による新たなまちづくり手法について積極的に検討します。

【施策の方針】

① 市民参加，民間とのネットワーク

広報つくば，市勢要覧，マイタウンつくば，市民便利帳等の充実を図り，行財政の動きや市民生活のお知らせ，市民からの情報をわかりやすく市民に周知するよう努めます。また，ホームページやテレホンサービス，広報ビデオ等，様々な情報媒体を用いた広報の充実を図ります。

(2) 国際交流

【基本方向】

市民ボランティアや関係機関との連携を図りながら，国際交流推進体制の確立を図り，市民の国際理解を深めるとともに，外国人，帰国子女等への支援，交流を進めます。

【施策の方針】

① 国際理解

広い視野を持ち，身近な地域とともに国際社会の諸側面を理解できる能力を備えた人材を育成するため，国際交流等の実勢を含め，語学力の育成を図りながら，多様な視点に基づき，幅広く国際理解を深める教育を推進します。

② 国際化対応サービス

国際化に対応するサービスとして，外国人留学生のための奨学金制度を充実し，経済的な支援を推進します。また，外国人が快適かつ安心して滞在，生活できるまちづくりを推進するため，外国語パンフレットの作成や外国語表記による案内表示板を設置するなど環境整備を進めます。

(3) 男女共同参画社会

【基本方向】

男女共同参画社会を促進するため、市民や事業者、関係機関等との連携を図りながら、市民意識の啓発、特に女性の社会活動機会の創出等を進めます。

【施策の方針】

① 男女共同参画社会

つくば市では、あらゆる分野において男性と女性が対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、その推進を市全体で取り組むべき課題としてとらえ、その施策を総合的かつ計画的に取り組み、実施していくため、5年ごとに「つくば市女性行動計画」の見直しを推進していきます。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
市民参加・民間とのネットワーク	広報つくばの発行 環境・くらしのカレンダー作成 つくば紹介ビデオ制作事業 つくば市広報番組制作事業 テレホンガイド事業 市民便利帳、市勢ガイド「マイタウンつくば」作成事業 その他	1,004
国際交流	私費留学生奨学金支給事業 外国語パンフレット作成事業 つくば市国際交流委員会補助事業	184
男女共同参画社会	つくば市女性行動計画策定事業 男女共同参画会議 (仮)男女参画スポーツセンター建設事業	1,170

10 推進計画

(1) 市民の役割

【基本方向】

計画を推進するに当たっては、自発的な市民活動団体や、NPO（特定非営利活動組織）等の活動，組織化，組織間の連携等を支援するとともに，市民活動組織と行政との連携関係を積極的に形成するよう努めます。

【施策の方針】

① 市民の役割

市民活動組織の育成については，各種ボランティア活動の持続的な運営を図るため，関係機関との連携を図りながら，NPO（特定非営利活動組織）等への支援，各種団体活動の支援等を進めます。また，各団体間の情報交換等，連携強化を図ります。

まちづくり活動の支援については，まちづくりに関する情報提供を図るとともに，関係機関との連携を図りながら，まちづくりに関する講座の開催，先進事例視察・紹介，専門家の派遣等，まちづくり体制の整備等を推進します。

まちづくりに関する各種基金の設置・有効活用については，つくば市福祉振興基金などの有効活用を図るとともにボランティア基金等の設置を支援し，多様な活動への助成を行います。

(2) 行財政改革

【基本方向】

行政改革を推進し，市民の需要に的確に対応できる行政機構の改善，適切な人事管理等を推進します。

また，長期的展望に立った財政の運用，経常経費の抑制等を推進します。

さらに，既存の公共施設の有効利用を図るとともに，新市庁舎の建設を推進し，効率的な行財政運営を図ります。

【施策の方針】

① 行政

市行政の監視，市政に対する信頼の確保，苦情等への対応等の充実を図るため，オンブズマン制度の導入を進めます。

② 施設

効率的な市行政実現のため，長年の課題である新市庁舎の建設に向けた取り組みを推進します。

(3) 推進体制

【基本方向】

新市建設計画の最大限の効果を導くため、つくば市民を主体として、国、県及び関係機関、民間企業等との緊密な連携と協力体制の確立に努めます。

特に、新生つくば市として一体感をはぐくみながらまちづくりを進めるために、新市建設計画を踏襲する新しい総合計画（第3次つくば市総合計画）の策定を進めます。

【施策の方針】

建設計画の効果を最大限に発揮していくために、市民と国、県及び関係機関、民間企業等との相互調整を図りながら、緊密な連携と計画推進の確立を図ります。

つくば市の総合計画については、平成12年度に策定（基本構想：平成22年度まで、前期基本計画：平成17年度まで）されていますが、新生つくば市として一体感をはぐくみながら、まちづくりを進めるために、早期に新市建設計画を踏襲する新しい総合計画（第3次つくば市総合計画）の策定を進めます。

さらに、各事業計画の実施状況を的確に把握・整理するとともに、それぞれの計画の進行管理と評価を行い、その計画の実現に努めます。

【具体的施策】

(単位：百万円)

施策名	主要事業の概要	概算事業費
市民の役割	市民活動支援事業	86
行財政改革	新庁舎建設事業 住民基本台帳ネットワーク化事業 住民票等自動交付機設置事業 つくば市オンブズマン設置事業 建築確認地図情報システム導入事業 その他	14,860
推進体制	第3次つくば市総合計画策定事業	81

V 公共施設の統合整備

V 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については，市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し，地域の特殊性やバランス，さらには財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

VI 財政計画

IV 財政計画

歳入

単位：百万円

区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
地方税	29,733	32,832	32,694	33,822	36,193	38,839	38,608	37,980	37,842	39,670	38,268	39,573	39,994	40,427	40,872	41,329
地方譲与税	1,044	1,122	1,513	1,843	2,279	1,140	1,104	1,036	1,010	989	957	957	957	957	957	957
利子割交付金	337	254	256	160	108	141	142	115	105	82	81	81	81	81	81	81
配当割交付金	0	0	42	78	130	146	49	37	48	57	62	62	62	62	62	62
株式譲渡所得割交付金	0	0	43	114	88	79	23	21	18	21	14	14	14	14	14	14
地方消費税交付金	1,454	1,801	2,007	1,866	1,972	2,033	1,960	2,054	2,051	2,157	2,299	2,322	2,344	2,367	2,389	2,412
ゴルフ場利用税交付金	135	148	136	126	118	126	122	105	89	83	55	56	56	57	58	58
自動車取得税交付金	457	530	527	499	498	497	463	261	220	186	231	233	235	238	240	242
地方特例交付金	1,247	1,189	1,389	1,351	1,172	282	415	453	396	466	117	121	109	98	89	80
地方交付税	1,489	2,669	1,950	1,893	1,707	1,856	1,657	1,819	1,520	3,345	2,009	1,966	1,468	1,078	712	228
交通安全交付金	44	49	47	47	50	50	44	43	42	40	45	45	45	45	45	45
分担金及び負担金	1,298	1,283	1,264	1,337	1,260	1,209	1,174	1,171	1,182	1,242	1,351	1,375	1,395	1,411	1,430	1,457
使用料及び手数料	984	1,150	1,220	1,384	1,377	1,366	1,294	1,276	1,259	1,293	1,306	1,306	1,306	1,306	1,306	1,306
国庫支出金	3,479	4,370	3,734	3,919	3,815	3,905	4,810	7,729	8,133	8,199	7,905	8,562	8,294	9,040	9,004	9,364
県支出金	1,968	2,527	2,461	2,095	2,134	2,558	2,454	2,753	3,571	3,954	4,189	3,338	3,357	3,436	3,493	3,430
財産収入	95	108	145	161	182	170	141	101	124	101	105	99	99	99	99	808
寄附金	16	69	44	15	56	2	5	9	5	161	10	4	4	4	4	4
繰入金	2,639	748	1,691	1,782	695	688	832	2,004	1,039	409	1,120	45	130	57	17	4
繰越金	3,425	1,913	2,380	3,000	2,925	2,731	3,215	2,331	3,598	2,621	4,613	0	0	0	0	0
請収入	1,427	1,531	1,670	1,649	1,743	1,914	1,780	1,882	1,676	1,821	1,744	1,743	1,750	1,615	1,610	1,606
地方債	4,576	6,626	10,029	4,628	3,700	5,262	4,980	9,676	5,003	3,370	3,028	7,189	5,082	10,329	4,839	3,606
歳入合計	55,847	60,919	65,242	61,769	62,202	64,794	65,272	72,856	68,931	70,267	69,509	69,091	66,782	72,721	67,321	67,093

歳出

単位：百万円

区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
人件費	15,756	15,331	15,665	15,870	15,780	15,562	15,590	15,386	15,099	15,226	15,552	15,773	15,940	16,108	15,742	15,702
扶助費	4,807	5,626	6,283	6,670	6,960	7,471	7,901	8,329	11,705	12,732	12,557	12,432	12,783	13,114	13,457	13,799
公債費	7,599	7,419	7,146	7,138	7,255	7,522	7,616	7,020	6,865	6,481	6,345	6,368	6,216	5,771	5,839	6,331
物件費	10,050	9,736	9,976	10,149	9,551	9,918	9,978	10,279	10,697	11,155	13,549	12,628	12,502	12,393	11,848	11,784
維持補修費	720	884	1,193	1,096	893	1,026	1,178	963	971	848	1,466	1,142	1,131	1,135	1,130	1,176
補助費等	4,775	4,279	4,475	4,229	4,420	4,235	4,191	7,625	3,575	3,044	5,425	4,965	5,010	4,868	4,786	4,737
繰出金	5,785	5,741	5,874	6,299	5,595	5,752	6,298	6,207	6,840	7,240	5,792	6,576	6,284	6,392	6,494	6,588
積立金	478	2,026	747	602	3,234	1,916	1,756	419	1,709	306	1,388	27	27	27	27	27
投資・出資金・貸付金	610	1,028	753	459	114	86	102	77	158	83	246	66	66	66	66	66
普通建設事業費	6,901	6,370	6,157	6,218	5,552	8,092	8,289	12,908	8,580	7,311	6,713	9,014	6,723	12,747	7,832	6,783
災害復旧等その他	0	0	0	0	0	0	0	0	69	715	476	100	100	100	100	100
歳出合計	57,481	58,440	58,269	58,730	59,354	61,580	62,899	69,213	66,268	65,141	69,509	69,091	66,782	72,721	67,321	67,093

つくば市・基崎町合併まちづくり計画
－ 新市建設計画 －
平成 24 年 12 月

発行 つくば市
〒305-8555 つくば市苅間 2530 番地 2
(研究学園 D32 街区 2 画地)
TEL 029-883-1111